

○美幌・津別広域事務組合財務規則

〔平成3年4月1日〕
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2の規定に基づき、法令その他に定めるほか、本組合財務の処理につき必要な事項を定めるものとする。

(組合構成町条例等の準用)

第2条 この規則の施行に関し、事務局、消防本部及び美幌消防署は、美幌町財務規則(昭和59年美幌町規則第16号)、津別消防署は、津別町財務規則(昭和51年規則第18号)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(関連規則の廃止)

2 美幌・津別消防事務組合財務規則(昭和47年規則第13号)は、廃止する。

〔美
津
十
二〕